

判決年月日	平成 1 7 年 3 月 2 4 日	担当 部	東京高等裁判所 知的財産第 2 部
事 件 番 号	平成 1 6 年（行ケ）2 9 9 号		

○ 本件商標（上下二段に「個別／指導」の漢字を 4 個の黒塗り方形内に白抜き風にし、その右側に顕著に表した籠字風の欧文字と太文字の漢字とを「I E 一橋学院」と書き、その上段に小さく書した「個別指導だから、よくわかる。」の文字を配した構成からなる）は、被告の業務に係る「大学受験指導に関する役務」を表示するものとして需要者の間に広く認識されるに至っていた「一橋学院」の漢字からなる引用商標に類似する商標であって、上記役務と同一又は類似する役務に使用するものと認められ、商標法 4 条 1 項 1 0 号に違反して商標登録されたものであるから、同法 4 6 条 1 項の規定に基づき、その商標登録を無効とすべきものであるとした事例

（関連条文） 商標法 4 条 1 項 1 0 号，4 6 条 1 項

（事案の概要）

審決は、本件商標は、請求人（被告）の業務に係る「大学受験指導に関する役務」を表示するものとして需要者の間に広く認識されるに至っていた引用商標に類似する商標であって、上記役務と同一又は類似する役務に使用するものと認められ、商標法 4 条 1 項 1 0 号に違反して商標登録されたものであるから、同法 4 6 条 1 項の規定に基づき、その商標登録を無効とすべきものであるとした。

（判決理由の要旨）

被告は、昭和 3 0 年、学校教育を行うことを目的とする学校法人として設立し、「一橋学院早慶外語」を設置して以来、遅くとも昭和 4 6 年ころから現在に至るまで、ＪＲ山手線及び地下鉄東西線の高田馬場駅を重点とする東京都内及び近郊都市の駅に、「一橋学院」、「早慶外語」の文字を使用した看板広告、ポスターなどによる広告を掲載し、昭和 5 5 年から平成 7 年までの間、全国紙、主要な地方紙、ラジオ放送及び受験雑誌による広告をし、被告の設置した大学受験予備校「一橋学院早慶外語」には、北海道、東北、関東及び中部の各県にわたる多数の高校から大学受験生が入学していたものであるから、引用商標は、本件商標登録出願時において、被告の業務に係る役務を表示するものとして、関東地方を中心に北海道、東北及び中部の各県にわたって、需要者である大学受験生の間に広く認識されていたものと認められ、その周知性は、本件登録査定時においても同様であったものと認められる。

本件商標は、「I E 一橋学院」のほか、「一橋学院」の漢字部分も、独立した固有の学校名として認識され、役務の出所を表示する自他役務識別力のある要部となるものと認められるから、引用商標「一橋学院」と同一ないし類似するものと認められる。

引用商標に係る役務「大学受験指導に関する役務」と本件商標の指定役務である第 4 1 類「学習塾における教授、教育情報の提供、学習塾における模擬テストの実施」とは、同

一又は類似するものというべきである。

したがって、本件商標は商標法4条1項10号に該当するとした審決の認定判断に、誤りはなく、原告の請求は理由がない。